

起案用紙（委員会記録伺）

(1号)

議長	副議長	委員長	事務局長	局長補佐	係長	担当	文書取扱主任
起案日	令和4年8月12日			処理区分	<input checked="" type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決裁日	令和4年8月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	4四議第264号			公 開		非公開理由	
分類番号	04 - 02 - 01			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開		四万十市情報公開条例第9条に該当	
簿冊番号	04 - 03			<input type="checkbox"/> 時限非公開 () <input type="checkbox"/> 公開 ()		()	
委員会名	総務常任委員会			会議年月日	令和4年7月19日(火)		
				会議時間	10時00分～12時24分		
出席委員	委員長 西尾 祐 佐			欠席委員			
	副委員長 山下 幸 子						
	委員 上岡 正						
	委員 谷田 道子						
	委員 前田 和哉						
	委員 川村 真生						
その他	議長 平野 正			委員外議員 大西 友亮			
	委員外議員 川渕 誠司			委員外議員			
執行部出席者	財政課長 竹田 哲也			(所管外)			
	財政課長補佐 塚谷 文						
	企画広報課副参事 中田 智子						
事務局	事務局長 西澤 和史						
	事務局長補佐 岡村 むつみ						
記 録							
令和4年6月定例会において、継続調査となった所管事項の調査のため委員会を開催しました。							
その概要については以下のとおりです。							

■委員長挨拶により開会

■所管事項の調査として、契約締結の手続きについて執行部より説明。

●1点目として、契約印が4月5日に押された契約が4月1日の契約として有効かについて、財政課長より説明。

【説明：竹田財政課長】

民法の規定では、契約は相対する二つ以上の意思の合致によって成立するものであり、契約の効力の発生については、書面の作成などは必要とされてない。ただ、地方自治法においては、地方公共団体が契約書を作成する場合は、地方公共団体の長またはその委任を受けたものが、契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないとされている。

しかし、総務省所管の地方公共団体の財務制度に関する研究会が作成した資料によれば、契約の効力発生・成立には3つの学説があるとされており、①契約書の作成によって成立するという説、②意思の合致があった時点で成立するという説、③落札や契約書作成などを通じて段階的に成立するという説である。また、最高裁の判例では、契約書の作成により初めて成立すると解すべきという判例もある一方、契約書の作成がないからといって契約の効力がなくなるものではないという判例もある。

市が4月1日付で締結しなければならない契約は、各種設備や装置システムなどの仕様、保守、土地等の使用貸借など民間の契約はもとより、他の公共団体との協定など多岐にわたっている。市が締結する契約は、双方の合意があって決裁が完了した日を契約日として押印にタイムラグが生じることはやむを得ないものと判断して、今回の契約も4月1日に市と大学側双方の合意があり、決裁も完了している。押印は4月5日になったが、財政課としては4月1日付の契約として問題ないと考えている。

【質疑：谷田 道子委員】

タイムラグがあっても市として問題はないと言われたが、4月5日に書類が届いて、市長印がその日にすわったということか。

【答弁：竹田財政課長】

今回の契約はそうである。

【質疑：谷田 道子委員】

それを証明するものは財政課に何かあるか。

【答弁：竹田財政課長】

証明するものはない。

【質疑：谷田 道子委員】

市長印押す場合、確認や記載はないのか。

【答弁：竹田財政課長】

いつ押したというものを残す規定になっていない。

【質疑：谷田 道子委員】

一般的には両方の印が座ったときが契約の効力締結日だと説明されたと思うが、両方の判が座ったのが4月5日か。

【答弁：竹田財政課長】

一般的な契約は、契約書がないと成立しないものではないが、地方公共団体の契約において契約書を作成する場合は、地方自治法で両方の判がすわったことで確定すると書かれている。今回の場合、4月

5日にお互いの判が座ったことは事実だと思う。

【質疑：谷田 道子委員】

4月5日で押印したが、4月1日の効力の発生で問題はないのか、再度確認する。

【答弁：竹田財政課長】

財政課としてはそのように考えている。

【質疑：谷田 道子委員】

市民が開示した決裁文書の欄外に、03039014を消して、4-3-9009という番号が座っているのがある。内容を説明してほしい。

【答弁：竹田財政課長】

契約の事務において、令和2年度末に契約管理システムを導入した。この大学の起案は、3年度に中医学研究所の使用貸借契約を結ぶ際に入力していたデータを一度システムから掃き出し、それを修正しながら作っている。

番号はシステムで勝手にふられる。03はもともとあった起案文書の番号がここにデータとして残っていたということ。03は年度、次の3は課の番号。あとの番号は、順番に振られていく番号になる。

【質疑：谷田 道子委員】

4は04ということか。

【答弁：竹田財政課長】

本来、0403でそのあと番号が振られるという形になるべき番号だったと思うが、この起案は、手で修正して後でシステム内に入れているという形になる。

【質疑：谷田 道子委員】

両方の文書があるということか。

【答弁：竹田財政課長】

決裁を取ったのは、03がついている紙ベースの決裁。システムの中にはデータが入っているだけで、それで決裁をしているわけではない。

【質疑：谷田 道子委員】

両方残ってるかどうか教えて欲しい。

【答弁：竹田財政課長】

紙もデータの中に直した分も残っている。

【質疑：上岡 正委員】

押印が押されたのは、4月5日と確認できた。一番守るべきは地方自治法を守って行政を行うのが正しいと。4月5日、押印の日が契約日だと私は思う。いろいろ理由を言うたけど、私はおかしいと思う。

【答弁：竹田財政課長】

この契約が大変重要な契約というのはわかるが、契約としてはすべて一つの同じ契約。4月1日にしなければならぬ契約は、タイムラグもやむを得ずやっているとということにはなる。

【答弁：中田企画広報課副参事】

建物土地の使用貸借契約については、これまで、大学側の理事長、市長・副市長と協議を重ねてきた。令和4年4月1日から貸与することで進めてきた。貸与期間との整合性を図りたいということで、4月1日で契約させていただいた。

【質疑：上岡 正委員】

切りがええから、4月1日。説明がわからん。いつ契約するか判断は誰が持っているのか。財政課長でしょ。判が揃うちよらんがを契約したのは財政課でしょ。

【答弁：竹田財政課長】

この契約の起案は私が決裁している。

【質疑：上岡 正委員】

私は双方の判が座った日が契約日だと思っとる。自治法の中でも判が座らんかったら契約ならん。非常におかしい。判をついたときが、契約日だということを指摘する。

【答弁：竹田財政課長】

この契約は大事というのは重々わかるが、この契約に限らずすべての契約をそういう形で事務を取るの難しい。

【質疑：上岡 正委員】

そんな話でいいが。

【答弁：竹田財政課長】

確定しないことは自治法には書かれているので、その点は私も理解している。

【質疑：上岡 正委員】

その問題については了とする。

【質疑：谷田 道子委員】

担当課の話はわかったが、4月1日から効力を発するという文言は契約書の中には書かれるのもあると思うが、その点は。

【答弁：竹田財政課長】

効力の発生は4月1日と判断している。

●次に、4月1日に契約書の文言を修正しており、修正前・修正後のどちらの文書で起案し決裁を取ったかに疑義が生じている。決裁印を押したのはいつかについて財政課長より説明。

【答弁：竹田財政課長】

大学誘致に関する起案については非常に重要であり、4月1日に決裁したのは覚えている。時間については覚えてないが、午後の遅い時間と記憶している。メモ等は残していない。

【答弁：塚谷財政課長補佐兼管財契約係長】

4月1日は契約締結の起案が大量に回ってくる。契約書の内容について、地方自治法・施行令に違反がないか、誤字脱字、条ずれ等、細かいところも審査しながら1件1件見ている。そういった中で、この契約書を何時何分に審査したか記憶していない。

【質疑：上岡 正委員】

二つの契約書がある。2022年4月1日の11時43分に大学にメールで送った3月中にできていた素案と、約4時間後の3時37分に大学側が修正してきた「大学の管理運営に支障があったらこの物件は貸せない」と市にとっては非常に不都合な部分が付け加えられたもの。

変わってきた部分を誰と協議したのか、また、それで伺いを書いたのか教えてほしい。

【答弁：中田企画広報課副参事】

15時37分にメールが来た後、起案を起こした。メールが来てから起案までの間に、誰と誰とで協議をしたかは、正確には覚えていないが、建物の無償貸与については、市長、理事長を含め、あらゆる場

でいろいろな協議をしてきた。地方創生の拠点整備交付金の活用後も、主要なことは協議している。第5条第3項については、地方創生拠点整備計画が新たに加わった部分で、地方創生拠点整備計画に関して、市が貸与した建物を市が使う時に限っての事業のやり方を書いているもので、ここについては4月1日に限らず、それまでに、学校法人と市とでかなり協議してきた内容である。

学校法人の教育研究というところに、研究または学内行事に支障がない範囲で作成したらどうかということで協議し、財政課塚谷補佐ともこういう内容で文言等構わないかという確認もとってきていた。15時37分に学校法人から、大学の管理運営等を付け加えてくれという話があり、教育研究または学内行事とどう違うかのやりとりをしたところ、具体的には、大学の学生の定期試験中は部外者を入れることは禁止にしているという内容があり、通常のエデュケーションまたは学内行事と区別してもらいたいということが大学の管理運営という内容であった。そういった話は、これまでも学校法人からも来ており、特にこれまでの協議と変更があったわけではないので問題ないと判断して起案した。

【質疑：上岡 正委員】

私は大きな変更だと思っている。大学が管理運営に支障がある言うたら、契約上は地震が来ようが使えなくなる。全然軽微じゃない。市長も副市長も知らない中で決裁されちゃう。私はそのことを指摘しておく。

【答弁：中田企画広報課副参事】

地方創生拠点整備の関係は、市長、副市長から調整等一任されており、進捗状況の報告等を副市長にも市長にもしていた。地方創生拠点整備交付金の関係の事業については判断させていただき、契約書を作成したものである。

【質疑：上岡 正委員】

見解の相違でそれはそれでいい。今までの委員会では、中田副参事は、伺いはいつしたかわからんという話だった。今となったら4時以降という話になっている。私はこの大事な問題を4時に起案を上げ、2時間ぐらいで伺いが取れるとはどうしても思わない。どうして4時以降なのか、これで伺い取ったのか、わかるように説明してくれ。

【質疑：西尾 祐佐委員長】

確認させてもらう。1点は竹田課長が午後1時に判を押した時の文言覚えているか。もう1点は、中田副参事の前回時間がわからないとの発言に対して、ご答弁をお願いします。

【質疑：上岡 正委員】

1時間で起案して、1時間で取れたことが私はどうしても納得できない。

【答弁：竹田財政課長】

私が決裁をした時の契約書の案は、この最終的な案である。この起案はコピーをとっていた。大学の管理運営等という言葉が入ってる案も一緒にコピーしており、後で差し替えたということはない。1時間ぐらいで決裁ができるのかという質問について、大学の管理運営等というのが入らない部分はもうチェックができてると思う。ここの文言が入ったことを集中的にチェックしたということだと思う。私も、1条1条見させてもらって、私なりにチェックして決裁をした最終的な案のコピーなので、それぐらいの時間で決裁したということになる。

【質疑：上岡 正委員】

その部分了とする。それ以上は言わない。

先ほど谷田議員が言われたデータに残しちゃう契約の番号039014は、中医学研究所のそれから引き

出したと。内容は一部重複あるけんそうやったという説明。439009 とかどこにもない。間違ごうちょう。03 は企画の番号。公文書に3 という番号はない。04 が令和4年、03 は企画の番号と理解している。公文書の中で、ほんとは打たないかんけど手書きで書いたことについて説明してくれ、これは本当に正しいのか。

【答弁：竹田財政課長】

この番号は、システムで管理するための番号で、財政で管理している番号になる。うちで訂正したときに0403 とすべきだった。お詫びします。

【質疑：上岡 正委員】

この番号は企画で入れたのか。

【答弁：竹田財政課長】

これは決裁になってから、この番号に訂正すべきということで財政の方で入れた。

【質疑：上岡 正委員】

決裁取るときに、これを証拠に残さないかんけん、この番号で打たないかんがやろう。この番号で管理しようがやないんですか。以前の番号というのはそこで管理しようがでしょ。この番号を抜き取って、中田さんの方で打ち直したんじゃないか。この番号はどうやって取りようか。

【答弁：竹田財政課長】

システムの中で順番を取る形のもの。あくまでシステムで番号を取ってるだけで、そこまで重要なものではない。

【質疑：上岡 正委員】

言いよることもわかる。ただこれで検証はかなりできる。伺いの番号は財政が取るのか。

【答弁：塚谷財政課長補佐兼管財契約係長】

この番号については、担当者が起案を入力したときに、年度、所管課は自動的に入る。そのあとの連番についても自動採番となっており、自動的に取られるようになる。

【質疑：上岡 正委員】

それならなぜ、この伺いが自動でそうになってないのか。4、3、9009 の文書番号が何で手書きになるのか。今の説明やったら手書きにならねはず。

【答弁：中田企画広報課副参事】

財政課長から説明があったと思うが、このシステムが入ったのはごく最近のことで、ここに連番が付番されていることは気がつかず、決裁起案を上げたものである。

【質疑：上岡 正委員】

何ら説明にもなっていない。回答はもうえい。

【質疑：谷田 道子委員】

前回の調査の時にもらった土地建物使用貸借契約書の写しの中で、大学側から3条の新学部の新を除けてくださいっていうのと、5条の3項の管理運営等に支障がないっていう文言の訂正があって、そのことを協議したということだったが、この3条のところはこれが契約書の写しだとすれば、新っていう学部のところがそのまま入ってるようになっている。これについてお聞きしたい。

【答弁：中田企画広報課副参事】

契約書の最初を見ていただきたい。1行目の最後の方、(仮称)京都看護大学四万十看護学部(以下「新学部」という)とある。ここをただの学部にしてしまうと、どの部分になるのかっていうところの

統一ができないので、大学が言われた新をのけるのが違うのではないかという協議の中で、新はつけている。

— 小休 —

— 正会 —

【意見集約：西尾 祐佐委員長】

様々確認できた。その確認事項を受けて、再度委員会で調査事項を確認し、次回その調査事項を調査する流れにしたいと思うがよろしいか。

本日の2件の事項については、一旦ここで終了させていただく。

※他に質疑なく終了

■次に、分野別意見交換会および行政視察（管外視察）について確認・協議を行った。

— 小休 —

（確認・協議）

— 正会 —

・分野別意見交換会については、8月10日の13時半から総務委員会で受けて、他の議員にも案内することとした。

・行政視察（管外視察）については、引き続き継続事項とし、次回の委員会で行き先・日程を確認することとした。

■次に、本日の調査事項について、今後どのようにしていくかの協議・確認を行った。

— 小休 —

（協議・確認）

— 正会 —

総務常任委員会としては、4月5日に判子を押した契約書が有効であるかについては指摘し、今後改善について検討していただきたいということで報告を作ることとし、次回の総務常任委員会で確認、最後の調整をすることとした。

次回の総務常任委員会は8月25日に開催することと決した。

■委員長報告については、正副委員長に一任とし、委員会を終了した。